３医第70号
令和３年(2021年)６月１日

保健福祉事務所長　様

健 康 福 祉 部 長
（公印省略）

「良質かつ適切な医療を効率的に提供する体制の確保を推進するための
医療法等の一部を改正する法律」の公布等について（通知）

このことについて、下記のとおり厚生労働省医政局長から通知がありました。
ついては、通知の内容について御了知いただくとともに、貴管下医療機関への周知をお願いします。
なお、関係団体の長あて別添のとおり通知しました。

記

１　「良質かつ適切な医療を効率的に提供する体制の確保を推進するための医療法等の一部を改正する法律」の公布について（令和３年５月28日付け医政発0528第１号厚生労働省医政局長通知）

【概要】

良質かつ適切な医療を効率的に提供する体制の確保を推進するため、医師の労働時間短縮及び健康確保のための制度の創設、各医療関係職種の業務範囲の見直し、外来医療機能報告制度の創設、医療計画の記載事項の見直し、地域医療構想の実現に向けた医療機関の取組に関する支援の仕組みの強化等の措置を講じることを趣旨とする標記法律が、令和３年５月28日付けで公布された旨周知するもの。

２　良質かつ適切な医療を効率的に提供する体制の確保を推進するための医療法等の一部を改正する法律の一部の施行について（令和３年５月28日付け医政発0528第２号厚生労働省医政局長通知）

【概要】

標記法律のうち、地域医療介護総合確保基金に病床の機能分化・連携を推進するために病床数の変更を伴う取組を全額国費で支援する事業を追加し、新たに再編計画を認定する制度を創設することを内容とする「地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律」の一部改正について、令和３年５月28日付けで施行された旨周知するもの。

３　再編計画に係る登録免許税の軽減措置の適用について（令和３年５月28日付け医政発0528第４号厚生労働省医政局長通知）

【概要】

地域医療構想の実現に向けて新たに創設された再編計画の認定制度に係る手続き等を周知するもの。

担　当：医療政策課企画管理係
小林 真人(課長)　淺川 喬也(担当)
電　話：026-235-7145（直通）
026-232-0111（代表）内線2683
ＦＡＸ：026-223-7106
E-mail：iryo@pref.nagano.lg.jp